

最近のトピックス

新潟県の「むし歯半減10カ年運動」

新潟大学歯学部予防歯科学教室

堀井 欣一

地域保健の推進には、国および地方自治体の衛生行政施策に負うところが多く、ある面ではこれが不可欠である。

新潟県衛生部では、地域歯科保健を積極的に取り上げており、昭和50年から、希望市町村に対し、フッ素洗口実施のための補助金を交付し、幼・少年期のう蝕予防対策を進めている。また、昭和53年11月、新潟県歯科医師会と協同で、新潟県歯科衛生協会（現在、さらに基盤を強固にした財団法人新潟県歯科保健協会となっている）を設立、さらに本年（58年）4月、歯科保健行政充実のため衛生部公衆衛生課内に歯科保健係を新設した。この歯科保健係は、都道府県で歯科保健単独の機関としては北海道、東京都、大阪府について全国で4番目の設置である。

新潟県では、昭和53年から開始した「県民の健康づくり運動」の一環として、昭和56年から「むし歯半減10カ年運動」を展開している。この運動の発端となったのは、ここ20年間、幼・少年期の子供達のう蝕が2～3倍になったこと、県内における10年に及ぶフッ素洗口の効果から、この手段を用いることにより、確実なう蝕予防効果が期待できることからである。さらに、歯科保健協会、歯科医師会など、歯科専門家の強力な協力がえられることがあげられる。

この運動の目的は、標題の文字通り、昭和56年から65年までの10年間に、幼・少年期の子供達のう蝕を半減しようとするものである。すなわち、図1のように、乳歯う蝕罹患率を3歳児で70%から50%に、永久歯1人平均う蝕数（DMFT 指数）を12歳で5本から2.5本に半減することである。また、う蝕治療においては、20年前に比べ改善されたとはいうものの、まだ30～35%の未治療歯がある。この未治療歯の半減も図っている（図2）。

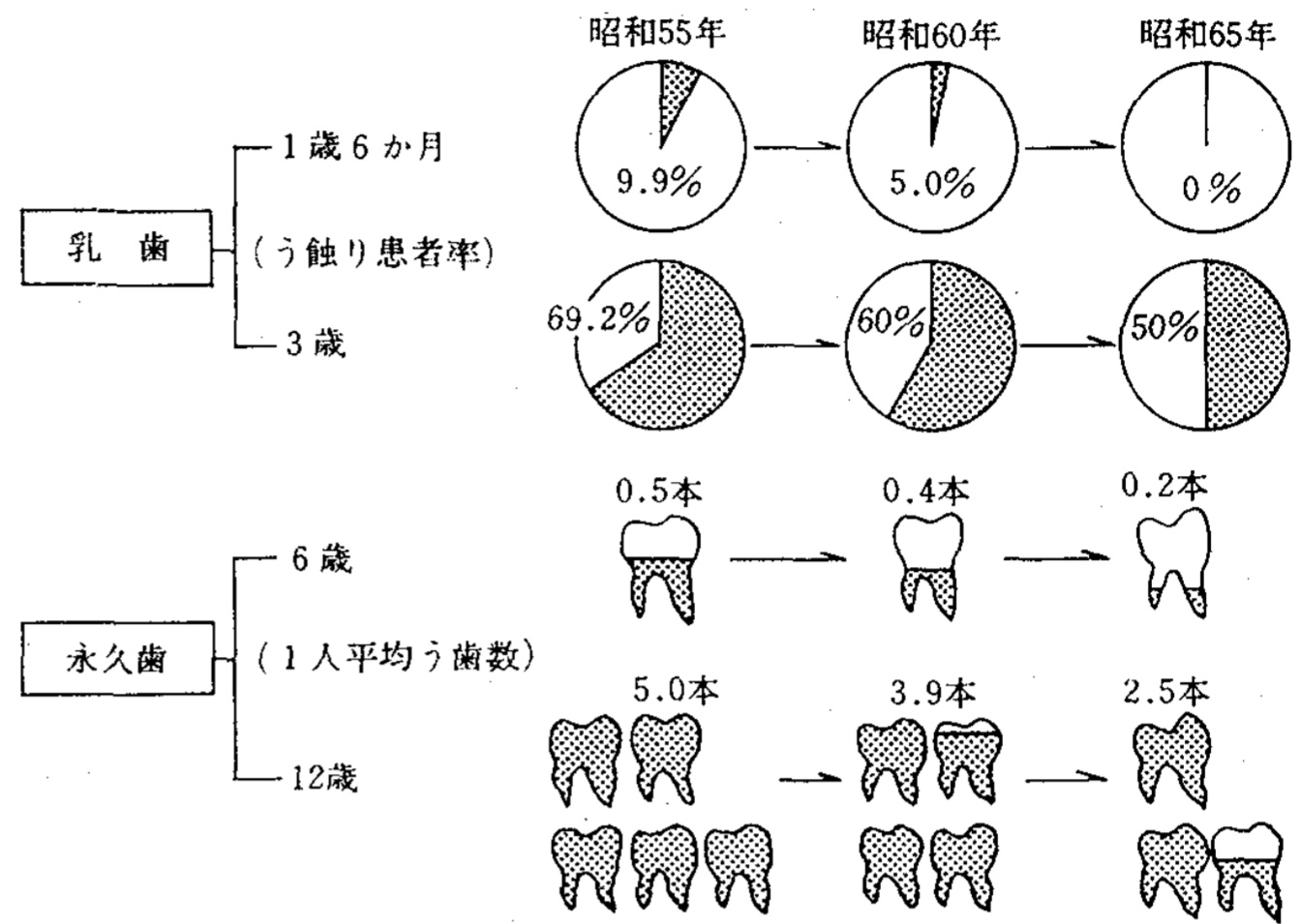


図1 う蝕り患状況の改善

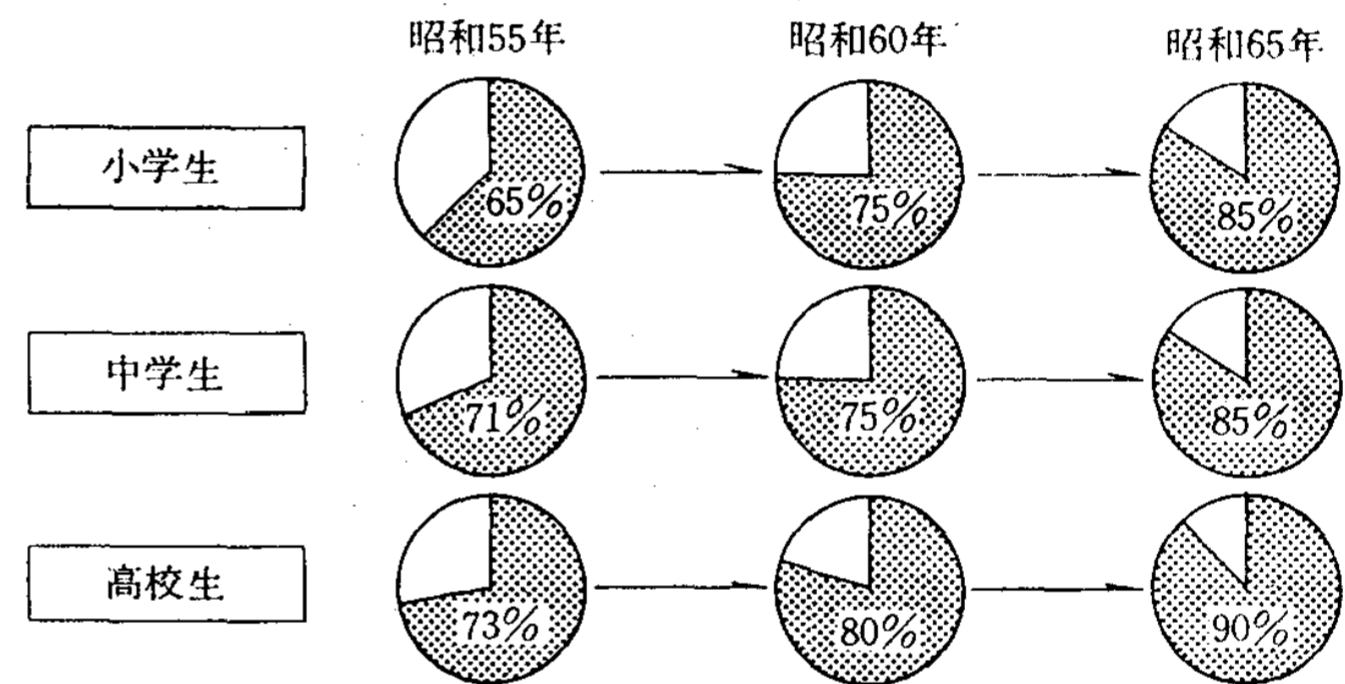


図2 う蝕治療の推進（処置歯率の改善）

これらの目的達成のため、県衛生部、民生部、教育委員会、保健所、各市町村、歯科医師会などの専門家の団体が密接な連絡をとり、それぞれの地域社会に対して、歯科保健教育、歯科検診、フッ素塗布、フッ素洗口などの歯科保健サービスを実施している。

文 献

- 1) 新潟県歯科保健医療対策委員会、新潟県：むし歯半減10カ年運動推進の手びき、昭56.
- 2) 新潟県、新潟県歯科医師会：歯科保健指導用テキスト、昭56.
- 3) 新潟県衛生部：新潟県における小児う蝕の現状と歯科保健対策、昭58.